

答 申 情 第 1 1 3 号
令 和 2 年 3 月 2 6 日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年8月2日付け教総調第122号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

就学ガイドブックの不存在による非公開決定事案（諮問情第194号）

(別紙)

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和元年5月9日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「就学ガイドブック：日本語版，他全部求める。」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和元年6月24日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

文部科学省が作成している外国人児童生徒のための「就学ガイドブック」については各自治体に作成が義務付けられているものではなく、外国人の子どもの就学に関しては、日本語及び外国語による就学案内や就学援助制度案内、また、京都市立学校における転入時の通訳ボランティア派遣の取組等により対応していることから、請求に係る文書を作成していないため。

(3) 審査請求人は、令和元年7月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人記載の「就学ガイドブック」とは、平成18年6月22日付け文部科学省初等中等教育局長通知において記載されている、文部科学省が多言語で作成している日本の学校系統、学校組織、就学の手続等、学校制度の一般的事項を紹介する冊子（以下「文科省の就学ガイドブック」という。）である。処分庁は、本件請求の「就学ガイド

ブック」を「文科省の就学ガイドブックに準じて京都市が独自に作成した冊子」と特定した。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

文科省の就学ガイドブックは、外国籍の方に日本の教育関係の情報を提供するため多言語で作成されているものである。文部科学省においては、地方自治体に対し、外国籍の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することがないように、これを参考とし、多言語による就学案内等、必要な対応を地域の実情に応じて行うよう求めているが、独自の別の冊子の作成を義務付けているものではない。また、文科省の就学ガイドブックは、日本の学校制度の基本的な内容等が簡潔にまとめられ、文部科学省のホームページにおいて公開されており、日本在住の外国籍の方も容易に閲覧することができる。

また、本市においては、従来から京都市在住の外国籍の方に対して就学に関する情報提供に次のとおり努めている。

- ① 住民票情報をもとに小学校入学予定年齢の外国籍の子どもがいる全家庭に「就学のご案内」を郵送している。「就学のご案内」には、京都市立学校に入学を希望する場合は入学届を学校に提出するよう記載している保護者向け案内文書を同封している。この案内文書は、日本語のほか、英語・中国語・韓国語で記載しており、多言語での情報提供を行っている。入学届の提出がなかった児童については、各小学校が家庭訪問を行い、京都市立学校への入学の希望がないかを再度確認するなど、希望者が就学できない状況がないようきめ細かな対応を行っている。
- ② 就学援助制度についても、多言語（英語・中国語・韓国語・タガログ語）で記載した説明資料を作成し、外国籍の子どもがいる家庭への周知に努めている。また、日本語を話せない外国籍の子どもの保護者への対応として、必要に応じて当委員会から学校へ通訳ボランティアを派遣し、外国籍の方への情報提供に取り組んでいる。
- ③ 京都市国際交流会館の管理・運営を行っている公益財団法人京都市国際交流協会は、本市と連携のうえ、京都で生活を始めようとする外国籍の方のために、区役所での日常手続のほか日本の教育制度や京都市立小・中学校に通うための手続、教科書や給食、就学援助制度などを案内する「京都市生活ガイド」を多言語で作成している。「京都市生活ガイド」は公益財団法人京都市国際交流協会のホームページで公開されており、本市のホームページにおいても、「京都市生活ガイド」のリンクを掲載している。

なお、上記①②に記載の当委員会が作成した資料等については、日本語のものも作成しており、日本語を母語とする外国籍の方に対しても同内容の周知等を行っている。

上記のとおり、本市在住の外国籍の子どもの保護者に対しては、個々の事情に合わせて様々な形で就学に関する情報提供を行っていることから、本件請求の公文書について本市で独自に作成する必要はないため、作成していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 教総調第65号（令和元年5月20日）弁明書についての反論書のとおり

【審査請求人が平成31年3月12日に提起した別件の審査請求に係る反論書の内容】

- ① 昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）
- ② 平成28年6月2日政府官報号外第123号「児童福祉法一部改正」
- ③ 文部科学省の外国籍住民・在日外国人の子どもの「不就学」取組み等の通知類（文部科学省HP上公開）9点等。※京都市教委の保有。
- ④ 30教地義第848号（平成30年9月27日）「平成30年度学事事務取扱解説集」71頁～73頁の72頁（イ）外国人児童・生徒の就学許可。

※ 京都市教育委員会は、以前に「就学事務」関係冊子を校長へ交付有。平成13年「就学事務の手引」不就学禁止37頁の5の点。

上記の①～⑤を反論理由に置く。京都市教育委員会は、憲法第11条に従い、誰にでも理解得られる外国籍住民・在日外国人の子どもの教育の権利（教育を受ける権利）を④東京都教育庁作成同等のものとする。ヘイトスピーチ防止に法的義務を負う。（ヘイトスピーチ解消法）

尚、国際人権法学会年報No.22号の「在日コリアン4世義務教育不就学裁判」は、被告京都市である。（ネット上公開）

(2) 2019年1月7日毎日新聞朝刊一面「外国人の子ども不就学の全国調査」京都市ワースト2位500人～1000人。※京都市立中央図書館 or 京都府立中央図書館、国立国会図書館、等有。

(3) 外国籍の子ども2万人、不就学か…

朝日新聞、読売新聞（2019年9月26日）

(4) 平成18年2月21日総務省京都行政評価事務所「行政評価について（回答）」京都市教育委員会調査課の回答有。（外国籍の子どもについて）

本件の不存在は、総務省への回答根拠欠如を示す。

※ ●●中学校▲▲校長（H14年）・××校長（H15年）の特別永住者4世の就学義務無い示しの元での退学届作成し、特別永住者3世保護者へ氏名の記入や印鑑押させ、学籍消滅する除籍した不就学状態に置く。「在日コリアン4世義務教育不就学裁判」被告京都市の答弁書「▲▲・××校長らは、原告親子が、特別永住者3・4世の韓国籍は、不知と異例の答弁。※「不知」有り得ず。※民法主張始める被告。

- (5) 元教参学第3号(令和元年5月16日)「外国人の子供の就学状況等調査」について(依頼)は、京都市教委も調査報告上げている。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

処分庁は、本件請求において審査請求人が求めている文書を、上記4(1)のとおり、「文科省の就学ガイドブックに準じて京都市が独自に作成した冊子」とであると特定している。審査請求人はこれに対して特に異論等は述べておらず、当審査会も本件請求に係る文書は、「文科省の就学ガイドブックに準じて京都市が独自に作成した冊子」とであると認める。

(2) 本件処分について

ア 本件審査請求の争点は、処分庁が文科省の就学ガイドブックに準じて、独自に就学ガイドブックを作成し、保有しているか否か、である。

イ ところで、審査請求人は、平成31年2月13日に、処分庁に対して本件請求と同じ内容の公文書公開請求を行っており、これに対して処分庁が行った公文書の不存在による非公開決定処分の取消しを求める本件審査請求と同じ趣旨の審査請求を同年3月12日に行っている。当審査会は、当該事案について審議し、令和元年10月17日付け答申第108号(以下「前回の答申」という。)において、処分庁が行った不存在による非公開決定は妥当であるとの判断を行っているところ、上記4及び5の双方の主張は当該事案における主張の繰り返しであると認められる。

ウ 当審査会は、本件審査請求に係る審議において、前回の答申における判断を変更すべき特段の事情も認められないことから、処分庁が「文科省の就学ガイドブックに準じて京都市が独自に作成した冊子」を作成せず、保有していないとしても特に不自然な点はないと判断する。

- (3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和元年 8月 2日 諮問

8月30日 諮問庁からの弁明書の提出

10月 9日 審査請求人からの反論書の提出

令和2年 2月28日 審議（令和元年度第9回会議）

3月26日 審議（令和元年度第10回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）